

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

(1) 中型まき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
とびうおまき網	鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）	10トン未満（5トン以上）	定めなし	5月1日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	定めなし

(2) 小型まき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
とびうおまき網	鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）	5トン未満	定めなし	5月1日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	定めなし

(3) 小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
えびけた網	<p>【東部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の最大高潮時海岸線から 600 メートル以遠の鳥取県沖合</p>	5 トン以下	220kW (50 馬力以下)	6 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	<p>次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者</p>	定めなし
	<p>【西部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）</p>	5 トン以下	220kW (50 馬力以下)	5 月 1 日から翌年 2 月末日まで	<p>次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者</p>	定めなし

かいけた網	<p>【東部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合</p>	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者	定めなし
	<p>【西部地区（中海及び境水道を除く）】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合（中海及び境水道並びに米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度（真方位）の線、阿弥陀川河口中央から290度（真方位）の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。）</p>	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者	定めなし

(4) まき刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
1 そうまきはまち狩刺網 2 そうまきはまち狩刺網	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	定めなし
たいまき刺網	鳥取県沖合(中海並びに次の点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。) 点ア 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点 点イ 点アから66度(真方位)の線と点ウから島根県地蔵崎を見通す線との交点 点ウ 最大高潮海岸線における西伯郡阿弥陀川河口中央点	定めなし	定めなし	7月1日から10月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	定めなし
1 そうまきはまち刺網	【中海及び境水道を除く】 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	定めなし

2 そうまきぼらまき刺網	【中海及び境水道を除く】 鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	定めなし
1 そうまきぼら刺網	【中海及び境水道を除く（米子地区）】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度（真方位）の線以東の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 米子市に漁業根拠地を有する者	定めなし
	【中海及び境水道を除く（境港地区）】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度（真方位）の線以西の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 境港市に漁業根拠地を有する者	定めなし

(5) 機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
さより船 びき網	【東部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から 正北の線以东の鳥取県沖合	5 トン以下	定めなし	11月1日 から翌年 6月30日 まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以东に漁業根拠地を有する者	定めなし
	【西部地区(中海及び境水道を除く)】 西伯郡阿弥陀川河口中央から 正北の線以西の鳥取県沖合 (中海及び境水道を除く。)	10 トン未満	定めなし	11月1日 から翌年 6月30日 まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者	定めなし
2そうび きいわし、あじ 機船船びき網	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	10月15日 から翌年 5月31日 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	定めなし

とびうお 船びき網	<p>【赤碕地先】 東伯郡北栄町、琴浦町界から 353 度 40 分（真方位、以下同 じ。）の線、西伯郡大山町田中 953-1 番地、956 番地界から 353 度 40 分の線、最大高潮時 距岸最大 2,000 メートルの線 及び最大高潮時海岸線によっ て囲まれた区域</p>	5 トン以 下	定めなし	5 月 1 日 から 8 月 31 日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用者 3 操業区域 を共有する 共同漁業権 者の同意を 得た者	定めなし
--------------	---	------------	------	-----------------------------	---	------

(6) こぎ刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
きすこぎ刺網	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用 3 鳥取県に漁業根拠地を有する者	定めなし
たいこぎ刺網	【米子地区】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線、日野川河口中央から正北の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域	定めなし	定めなし	7月1日から11月30日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用 3 米子市に漁業根拠地を有する者	定めなし
	【境港地区】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	7月1日から11月30日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用 3 境港市に漁業根拠地を有する者	定めなし

(7) かが網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
ふぐかご網	【湯梨浜町大字宇谷以東の者】 西伯郡甲川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	6月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 東伯郡湯梨浜町大字宇谷以東に漁業根拠地を有する者	定めなし
	【湯梨浜町大字宇野以西の者】 東伯郡天神川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	6月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 東伯郡湯梨浜町大字宇谷以西に漁業根拠地を有する者	定めなし

ばいかご網	東経 134 度 22.2 分(世界測地系)以西の鳥取県沖合(ズワイガニ増殖場内を除く。)	20 トン未満	定めなし	6 月 1 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	定めなし
かわはぎかご網	鳥取県沖合	10 トン未満	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	定めなし

(8) 固定式刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
一重網	【中海及び境水道を除く】 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	定めなし

三重網	<p>【東部地区】 日野川河口中央から正北の線 以東の鳥取県沖合</p>	定めなし	定めなし	1月1日 から12月 31日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用者 3 西伯郡阿 弥陀川以東 に漁業根拠 地を有する もの	定めなし
	<p>【西部地区(中海及び境水道 を除く)】 西伯郡甲川河口中央から正北 の線以西の鳥取県沖合(中海 及び境水道を除く。)</p>	定めなし	定めなし	1月1日 から12月 31日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用者 3 西伯郡阿 弥陀川以西 に漁業根拠 地を有する もの	定めなし
磯昼刺網	<p>【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同市浜村 の境界と最大高潮時海岸線と の交点から353度40分(真方 位)の線、鳥取市気高町と同 市青谷町の境界と最大高潮時 海岸線との交点から353度40 分(真方位)の線及び最大高 潮時海岸線から1,500メー トルの線によって囲まれた区 域。</p>	定めなし	定めなし	3月1日 から8月 31日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用者 3 操業区域 を共有する 共同漁業権 者の同意を 得た者	定めなし

	<p>【赤碕地先】 東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位、以下同じ。）の線と西伯郡大山町田中 1882 番地と 956 番地の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合。</p>	定めなし	定めなし	3 月 1 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	定めなし
--	--	------	------	----------------------	---	------

(9) 小型いかつり漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
小型いかつり（県内船 5 トン以上 30 トン未満）	鳥取県沖合	5 トン以上 30 トン未満	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
周年

3 許可の有効期間

鳥取県漁業調整規則第 16 条第 1 項の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、漁業種類及び操業区域が同一の漁業については同一の期日に満了するよう短縮する。

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

(改正経緯)

令和 6 年 3 月 29 日公示

令和 6 年 5 月 30 日一部改正

附 則 (令和 6 年 5 月 30 日一部改正)

(経過措置)

3 の規定に関わらず、令和 6 年度中にするとびうお船びき網漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和 11 年 4 月 30 日までとする。